

入 札 説 明 書

奈良県消防学校機能強化検討支援業務
第 1 － 消 1 号

令和 7 年 4 月

奈良県総務部知事公室
消防救急課

奈良県消防学校機能強化検討支援業務に係る施工体制確認型一般競争入札については、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県総務部知事公室消防救急課
電 話：0742-27-8423
メールアドレス：syobo@office.pref.nara.lg.jp

2 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 奈良県消防学校機能強化検討支援業務
業務番号 第1-消1号
- (2) 業務期間 契約日から令和7年9月30日（火）まで
- (3) その他詳細については、別紙「特記仕様書」のとおり

3 仕様書等の交付期間、交付場所等

- (1) 交付期間
令和7年4月15日（火）から令和7年5月9日（金）まで
- (2) 交付場所
奈良県消防救急課ホームページにて交付します。
- (3) 交付資料
 - ①特記仕様書
 - ②入札参加資格確認申請書（様式S1）
 - ③業務実績報告書（様式S2）
 - ④配置予定技術者の資格等に関する報告書（様式S3）
 - ⑤質問票（様式S4）
 - ⑥入札書（様式A）
 - ⑦一般競争入札辞退届（様式B）
 - ⑧委任状（様式C）

4 仕様書等に関する質問の受付

- (1) 提出期限 令和7年4月18日（金）の午後3時まで
- (2) 提 出 先 「1 担当部局」あて
- (3) 提出方法 質問票（様式S4）に質問内容を記入し、電子メールで提出してください。提出後、必ず電話にて提出した旨を連絡してください。
- (4) 回答方法 令和7年4月22日（火）までに、奈良県消防救急課ホームページに掲載します。なお、質問者名は掲載しません。

5 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（1）から（9）の要件の全てを満たしている者がこの入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札書提出の日から入開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。（更生手続開始の決定を受けた者を除きます。）
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除きます。）
- (6) 令和6年度奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、建設コンサルタント「都市計画及

び地方計画部門の資格を有し、かつ一級建築士事務所の登録を行っていること。

(7) 奈良県内に本店又は営業所を有すること。

(8) 平成27年4月1日以降、公告日までに完了した、国又は地方公共団体（都道府県）発注の「消防学校の施設整備」又は「消防学校を含む施設整備」に関する建築物の検討又は設計が行われた業務の元請実績を有していること。

但し、契約金額6百万円（税込み）以上の受注実績に限る。

(9) 本業務を行う期間中、管理技術者（1名）及び照査技術者（1名）を配置（各技術者の兼任は不可）すること。

管理技術者は次に掲げる①又は②の資格を、照査技術者は次に掲げる①～④のいずれかの資格を有すること。なお、いずれの資格も、選択科目もしくは技術部門が①、②は「都市及び地方計画」、③、④は「都市計画及び地方計画」の資格を有すること。

また、担当技術者は、次に掲げる⑤の資格を有する者を1名以上配置すること。

① 技術士（総合技術監理部門（建設））

② 技術士（建設部門）

③ 建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者

④ シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）

⑤ 一級建築士

なお、管理技術者及び照査技術者は直接的な雇用関係（代表者可）にある者とし、そのうち管理技術者にあつては「入札参加資格確認申請書」の提出の日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にあること。

6 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する場合は、以下に定める書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

(1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書（様式S1）

イ 業務実績報告書（様式S2）

5の(8)に掲げる業務実績を記載してください。その業務実績を確認できる資料として、テクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等の写しを添付すること。なお、テクリス完了登録等の写しだけで業務内容が判断できない場合は、業務カルテ、業務計画書の写し等、実績が明確に確認できる資料を添付すること。

テクリス完了登録等がない場合は、契約書の写し、業務カルテ受領書（契約登録、変更登録、訂正登録）又は登録内容確認書（契約登録、変更登録、訂正登録）の写しを添付するとともに、業務内容が判断できる業務計画書の写し等、実績が明確に確認できる資料を添付すること。また、業務が完了していることが判断できる委託業務等成績評定通知書等、完了実績が明確に確認できる資料を添付すること。

ウ 配置予定技術者の資格等に関する報告書（様式S3）

5の(9)に掲げる資格等があることを示す書面を様式S3により作成してください。

その内容を確認できる資料として、資格等を証する書面の写し及び雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。

(2) 提出期限及び提出先、提出方法及び提出部数

ア 提出期限 令和7年4月25日（金） 午後3時まで
（土曜日、日曜日、祝祭日を除きます。）

イ 提出先 「1 担当部局」あて

ウ 提出方法 持参又は書留郵便に限ります。

封筒に「奈良県消防学校機能強化検討支援業務に係る入札参加資格確認申請書在中」と朱書きしてください。

エ 部 数 1部

(3) 入札参加資格確認審査結果の通知

ア 入札参加資格確認申請書を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を電子メールにより通知します。

イ 入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、受理した日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日、祝祭日を除きます。）以内に任意の書面を1の担当部局に持参して説明を求めることができます。

(4) その他

- ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
- イ 提出された申請書等は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- ウ 提出された申請書等は返却しません。

7 入札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年5月9日(金) 午前10時
- (2) 場 所 奈良県庁東棟2階 災害対策本部室

8 入札方法

- (1) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札執行回数は2回を限度とし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、直ちに再度(2回目)の入札を行うものとします。ただし、再度の入札は、当該入札に参加しようとする者がいない場合は行いません。
- (3) 再度の入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約の手続に入ることがあります。

9 郵便による入札

- (1) 入札書は郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便に限ります。入札書は二重封筒とし、入札書を入れた中封筒(封印及び封緘をしたもの)を「奈良県消防学校機能強化検討支援業務に係る入札書 在中」と朱書きした表封筒に入れ、奈良県総務部知事公室消防救急課長あての親展とし、令和7年5月8日(木)までに「1 担当部局」に到着するように発送してください。
- (2) 再度の入札を行う場合がありますので、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書の郵送を認めるものとします。この場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書を別々に封緘し、封書の表面に「奈良県消防学校機能強化検討支援業務 入札書(初度入札)」又は「奈良県消防学校機能強化検討支援業務 入札書(再度入札)」と各々朱書きしてください。
- (3) 再度の入札を辞退される場合は、辞退届(様式B)を入札書と同封し郵送してください。
- (4) 再度入札を行うこととなった際に初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。
- (5) 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。
- (6) 初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不用となった場合は返却します。
- (7) 郵送で入札に参加する場合、11の(3)で示す「くじ」に関しては、落札となるべき同額の入札をした者が「くじ」を行う場所及び日時に不在の場合は、入札執行事務に関係のない職員等が代わって「くじ」を引きます。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札参加資格確認申請書等及び施工体制確認調査で要求する資料等に虚偽の記載をした者が行った入札
- (3) 奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第7条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (4) 開札の日までの間において入札参加停止又は参入制限を受けた者等、開札時点において第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

11 開札及び落札候補者の決定方法

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立会人として行うものとします。なお、代理人が立ち会う場合は、委任状を持参してください。ただし、入札者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。
- (2) 予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

ただし、落札者の決定については一時保留し、落札候補者に対し、施工体制確認調査を行った上で、落札者を決定します。

また、最低の価格をもって有効な入札を行った者であっても、施工体制確認調査の結果によっては落札者とならない場合があります。この場合、落札候補者の次順位者に対し、施工体制確認調査を行い、落札者が決定できるまで順次調査を実施します。

- (3) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」により施工体制確認調査を行う順位（契約優先順位）を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。落札候補者となるべき同価格の入札者のうち、「くじ」を引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員等に「くじ」を引かせてこれを行います。

「くじ」を行う場所 奈良市登大路町30

奈良県庁東棟2階 災害対策本部室

「くじ」を行う日時 令和7年5月9日（金） 午前10時30分（予定）

1.2 施工体制確認調査

開札後、落札候補者は、次の提出書類一覧に示す様式1～5に定める提出書類に添付資料を添えて提出してください。提出書類の審査を行うとともに、必要に応じて聞き取り調査を実施する場合があります。聞き取り調査に応じない場合は、失格となるほか入札参加停止を受けることがあります。

適正な施工の確保ができないおそれがあると認められる場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として施工体制確認調査を実施します。

(1) 提出書類一覧

- ・施工体制確認調査報告書（様式1）
- ・業務履行に関する実施体制図（建設コンサルタント業務）（様式2）
- ・配置予定技術者名簿（建設コンサルタント業務）（様式3）
- ・積算内訳書（建設コンサルタント業務）（様式4）
- ・手持ちコンサルタント業務等の状況（様式5）

(2) 提出部数 各1部（代表者印等を押したもの）

(3) 提出方法 持参

(4) 提出場所 入札公告第3に記載の担当部局と同じ

(5) 提出期限 別途指示します

* 本表に示す書類を作成する際には、各様式に記載している記載要領を十分確認してください。記載内容が書類作成上の注意事項又は記載要領に沿わない場合は失格となることがあります。

また、記載内容を証明するための添付資料を必ず添付してください。

* 様式3の配置予定技術者名簿に記載する技術者については、入札公告第2の6に示す資格を有することが確認できるように記載してください。

* 書類の記載もれ、添付もれ等がないことを十分確認の上、提出してください。

* 下記の場合も契約審査会により適正な施工の確保がなされないおそれがあると判定され失格となります。

ア 施工体制確認調査に協力しない場合

イ 配置予定技術者の資格等が入札条件等に適合しない場合

ウ 積算内訳等が設計仕様等に適合しない場合

エ 提出書類が入札金額に適合しない場合

オ 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合

カ 上記のほか、業務の適正な実施が確保されないおそれがあると認められる場合

(6) その他

ア 作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。

イ 提出書類は、施工体制確認調査以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）後における差し替え、追加及び再提出は認めません。期限までに書類を提出しない場合又は聞き

取り調査を実施する場合に調査に応じない場合は失格となります。また、入札参加停止を受ける場合もありますのでご注意ください。

エ 提出書類は返却しません。

1 3 技術者の配置

落札者は3の(3)④に定める資料に記載した配置予定技術者をこの業務に配置するものとします。

業務の実施に当たって、配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の特別な理由に限ります。また、変更に当たっては、変更を必要とする理由及び変更後の技術者について発注者が求める資料を提出し、了解を得なければなりません。

1 4 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札（候補）者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。））、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

1 5 契約の解除

契約締結後、契約者について14の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、「奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領」に基づく入札参加停止措置を行う場合があります。

なお、14の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

1 6 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 入札保証金
免除します。
- (3) 契約保証金
奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条に定めるところによります。
- (4) 契約書作成の要否等
要します。落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき、落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。
なお、本件は電子契約の対象です。電子契約を希望する場合は、落札決定後速やかに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を「1 担当部局」に電子メールで提出してください。